

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第153号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年9月28日 00時10分ごろ	
発生場所	山口県萩市相島北東方沖 萩相島灯台から真方位017° 9.6海里付近 (概位 北緯34° 40.2′ 東経131° 20.0′)	
事故等調査の経過	平成21年10月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 まさふじ、19トン 157-109広島、内海船舶有限会社 B 台船 60-2、長さ60m 幅20m 深さ3m 番号なし、株式会社今井製作所 C 漁船 進栄丸、4.62トン YG3-43824（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 一等航海士、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定甲板員、一級小型船舶操縦士 C 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A なし B 右舷中央部擦過傷 C 船首部凹損	
事故等の経過	A船は、船長、一等航海士A及び甲板員1人が乗り組み、えい航ロープの長さを約200mにして空船のB船をえい航してA船引船列を構成し、A船に法定灯火を点灯し、B船に法定灯火のほかに前部、中央部、後部の各両舷に白色点滅灯各1個を点灯、さらに、後部中央に赤色点滅灯を1個点灯して、約7ノット(kn)の速力で、相島北方を自動操舵により西進中、一等航海士A及び甲板員は、レーダーでC船を右舷方約200mに認めましたが、同じ針路及び速力で続航して、B船右舷中央部とC船の船首部が衝突した。 その後、A船は、海上保安庁の指示により萩港に入港した。 C船は、船長Cが乗り組み、法定灯火を点灯して、約10knの速力で南進中、レーダーで気付いたA船に気をとられ、B船に気付かないまま手動操舵により航行し、C船船首部とB船右舷中央部が衝突した。 その後、C船は、大井漁港に帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視程 約2海里以上 海象：うねり なし、波高 ほとんどなし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船引船列は相島北東方沖を西進中、一等航海

	<p>士 A が、他船が引船列の自船を間近でも避航してくれるものと思い込み、適切な見張りを行わなかったものと考えられる。</p> <p>C 船は南進中、船長 C が、気付いた A 船に注意を奪われ、B 船に対して適切な見張りを行わず、B 船に気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、相島北東方沖において、A 船引船列が西進中、C 船が南進中、A 船引船列が適切な見張りを行わずに航行し、また、C 船が B 船に対する適切な見張りを行わずに航行したため、B 船と C 船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>